

概 要

調査の概要

1 調査の目的

全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1)社会福祉施設等を対象とし、保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）については県及び定員を層として層化無作為抽出した施設、それ以外についてはその全数（休止中を含む。）を調査客体とした。

(2)障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数(休止中を含む。)を調査客体とした。

3 調査の時期

平成 30 年 10 月 1 日

4 調査事項

在所者の状況、従事者数、サービスの種類と提供状況（利用者数等）、従事者数 等

5 調査方法及び系統

調査票の配布・回収は、平成 20 年調査までは都道府県・指定都市・中核市が実施していたが、平成 21～23 年調査は、調査票を厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送に変更した。

平成24年調査からは、行政情報から把握可能な項目を基本票として、都道府県・指定都市・中核市に対しオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目を詳細票として、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収（郵送）により調査を実施している。

なお、平成28年調査からは、詳細票の一部についてはオンラインによる回収も可能とした。

6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）で行った。

7 統計表利用上の注意

- (1) 施設の分類は法律によった。
- (2) 回収施設のうち、活動中の施設について集計した。
- (3) 特別養護老人ホーム、通所介護及び短期入所生活介護については、平成 12 年以降は「介護サービス施設・事業所調査」により把握した数値である。
- (4) 掲載の数値は四捨五入しているので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (5) 平成 30 年調査から標本調査へ移行したため、平成 29 年以前の調査結果との実数での比較には留意が必要。

結果の概要

- 注：1) 老人福祉施設について、平成12年以降は、「介護サービス施設・事業所調査」において介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護として把握した数値を含む。
- 2) 障害者総合支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。
- 3) 平成30年調査では、調査を実施していない。

1 施設数

表1 施設の種類の別みた施設数の年次推移

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
総数	1,906	2,063	2,215	2,335	1,999	2,098	1,492
保護施設	5	3	3	4	3	3	3
老人福祉施設 1)	1,122	1,255	1,389	1,463	1,083	1,142	970
障害者支援施設等 2)	131	132	125	120	125	120	121
身体障害者社会参加支援施設 3)	2	2	2	2	2	3	-
婦人保護施設	1	1	1	1	1	1	1
児童福祉施設	566	578	593	632	649	676	281
(再掲) 保育所	471	483	497	436	423	437	64
母子・父子福祉施設	1	1	1	1	1	1	1
その他の社会福祉施設等	78	91	101	112	135	152	115

2 定員

表2 施設数の種類の別みた定員の年次推移

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
総数	70,877	73,113	75,041	82,709	82,855	87,731	50,787
保護施設	360	260	260	340	260	260	260
老人福祉施設 1)	16,546	17,173	18,237	19,692	18,516	20,234	20,801
障害者支援施設等 2)	5,055	4,907	4,430	4,386	4,389	4,256	4,283
婦人保護施設	8	8	8	8	8	8	8
児童福祉施設	45,229	46,487	47,699	53,573	54,374	56,979	20,570
(再掲) 保育所	43,348	44,586	45,979	43,346	42,412	43,761	6,341
その他の社会福祉施設等	3,679	4,278	4,407	4,710	5,308	5,994	4,865

※ 児童福祉施設の定員数には、母子生活支援施設分を含まない。

3 在所者数

表3 施設の種別別にみた在所者数の年次推移

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
総数	68,440	70,283	71,664	75,357	76,340	79,535	43,376
保護施設	375	269	266	345	263	259	263
老人福祉施設 1)	13,284	13,388	14,200	15,182	15,024	15,874	15,623
障害者支援施設等 2)	4,068	3,917	4,108	3,947	3,968	3,906	4,019
婦人保護施設	0	0	1	0	0	0	0
児童福祉施設	47,654	49,057	49,399	51,831	51,571	54,397	19,284
(再掲) 保育所	46,283	47,657	48,009	42,154	41,031	42,056	5,916
その他の社会福祉施設等	3,059	3,652	3,690	4,052	4,514	5,099	4,187

※ 児童福祉施設の定員数には、母子生活支援施設分を含まない。

4 従事者数

表4 施設の種別別にみた従事者数の年次推移

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
総数	32,986	34,778	36,876	38,445	37,117	39,457	29,623
保護施設	139	100	108	146	106	103	102
老人福祉施設 1)	17,845	19,173	20,712	21,212	19,584	20,598	19,782
障害者支援施設等 2)	2,549	2,513	2,543	2,651	2,711	2,575	2,781
身体障害者社会参加支援施設 3)	16	10	15	12	12	17	-
婦人保護施設	0	0	0	1	1	0	2
児童福祉施設	11,007	11,358	11,904	12,803	12,803	13,983	5,235
(再掲) 保育所	9,413	9,722	10,238	8,831	8,892	9,226	1,262
母子・父子福祉施設	3	3	2	2	2	1	1
その他の社会福祉施設等	1,427	1,621	1,592	1,618	1,897	2,180	1,719

用語の定義

1 施設

保護施設

(1) 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設。

(2) 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設。

(3) 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する施設。

(4) 宿所提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設。

老人福祉施設

(1) 養護老人ホーム（一般、盲）

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設。

(2) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。

(3) 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。

(4) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス、都市型）

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設。

軽費老人ホームA型：高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。

軽費老人ホームB型：身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く。）または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。

軽費老人ホーム（ケアハウス）：身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させる。

都市型軽費老人ホーム：都市部において、軽費老人ホームの設備や職員配置基準の特例を設け、主として、要介護度が低い低所得高齢者を対象とする小規模な施設。

(5) 通所介護、介護予防通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う施設。

(6) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者(要支援者)が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う施設。

(7) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う施設。

障害者支援施設等

(1) 障害者支援施設

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。)

(2) 地域活動支援センター

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設。

(3) 福祉ホーム

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。

婦人保護施設

要保護女子を入所させて保護する施設。

児童福祉施設

(1) 乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う施設。

(2) 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためのその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。

(3) 幼保連携型認定こども園

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を持つ単一の施設として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設。

(4) 保育所型認定こども園

保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設。

(5) 保育所

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設。

(6) 小規模保育事業所

保育を必要とする乳児・幼児であって満三歳未満のものについて、保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設において、保育を行う事業所。

(7) 家庭的保育事業所

家庭的保育者の居宅等で、保育を行う事業所

- (8) 居宅訪問型保育事業所
保育を必要とする乳児・幼児の居宅で、保育を行う事業所
- (9) 事業所内保育事業所
主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業所
- (7) 児童養護施設
乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設。
- (8) 障害児入所施設（福祉型、医療型）
福祉型：障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与することを目的とする施設。
医療型：障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設。
- (9) 児童発達支援センター（福祉型、医療型）
福祉型：障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設。
医療型：障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設。
- (10) 児童心理治療施設
家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
- (11) 児童自立支援施設
不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。

母子・父子福祉施設

- (1) 母子・父子福祉センター
無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する施設。
- (2) 母子・父子休養ホーム
無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設。

その他の社会福祉施設等

- (1) 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）
有料老人ホーム（※1）のうち、サービス付き高齢者向け住宅（※2）の登録はない施設。
- （※1）有料老人ホーム
老人を入所させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活に必要な便宜を供与する施設。
- （※2）サービス付き高齢者向け住宅
60歳以上の高齢者等を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する賃貸住宅等。

2 常勤換算従事者数

兼務している常勤者（当該施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者）及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第2位で四捨五入した数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。